

1. 計画策定の趣旨

八王子市では、平成11年（1999年）4月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」（以下「プラン」という。）を策定以降、基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、総合的な取組を進めてきました。

こうした取組によって、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識¹や、役割分担に基づく制度や慣行など、社会の構造的な問題が依然として根強く残っています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。加えて、性的被害による予期せぬ妊娠、性別による役割分担に基づく不安定な就労状況や経済的困難など女性が抱える困難な問題は複雑化、多様化、複合化しています。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進するため、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」（以下「第4次プラン」という。）を策定しました。



¹ 性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」といったように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

コラム

150 年以上前に福澤諭吉が言っていた!

1874 年に福澤諭吉の「学問のすすめ」(第 8 編)の中で、「そもそも、この世に生まれた者は、男であっても人間、女であっても人間である。この世に果たすべき役割がある、ということでは、世の中に一日たりとも男が必要でない日はないし、女が必要でない日もない。その働きは同様だけれども、ただ違うところといえば、男は強く女は弱いということである。大の男の力で女と戦えば、必ず男が勝つだろう。これが男女の違いだ」と言っている。

つまり、男女の違いは肉体的な強さという意味での「力」が違うだけであり、そのほかは同じ人間であると、150 年以上もの前に福澤諭吉は男女同権論を説いていたのである。

※令和5年(2023年)4月16日いちょう塾

「英語で学ぶ社会的「性」とアンコンシャス・バイアス～一挙両得!英語と男女共同参画の扉を同時に開く～」(講師:八木橋宏勇 杏林大学准教授)より



さて、みなさんに質問です。

【ドクター・スミスは、アメリカのコロラド州立病院に勤務する腕利きの外科医。仕事中は常に冷静沈着で、大胆かつ慎重であり、難しい手術を手掛けるとともに、地元の州知事からも信頼が厚い。

ドクター・スミスが夜勤をしていたある日、緊急の電話がかかってきた。

「少年を救急車で搬送したい。少年の父親がハンドルを誤って車が谷に転落し大破。父親は即死」

20分後、重体の少年が運び込まれたが・・・その少年はドクター・スミスの息子であった。

さて、ドクター・スミスと少年の関係は？】

「あれ？少年の父親と一緒に車に乗っていたはず・・・」と悩まれたかもしれません。その背景には、「外科医」などからドクター・スミスは「男性」だと無意識に思ってしまった可能性があります。このような無意識の思い込みを「アンコンシャス・バイアス」と言います。

「アンコンシャス・バイアス」は、誰もがもっている脳の癖に由来しますから、もっていること自体は悪いことではありません。しかし、「アンコンシャス・バイアス」により、偏ったものの見方や考え方をしてしまうことで、誤解を生む可能性もありますし、相手を不快にさせたり傷つけたり、自分や相手の行動を制限したりすることもあります。

ゼロベースで考える意識を持っていれば、「ドクター・スミスは息子の母親、つまり女性」である可能性にもスムーズに気づくことができると思います。「無意識」に意識を向け、ゼロベースで考えることを習慣化させること、これも男女共同参画推進への第一歩となります。

※令和5年(2023年)11月17日開催「浅川小中学校の保護者・地域の方を対象とした講演会」(講師:八木橋宏勇 杏林大学准教授)
より

2. 計画策定の背景

(1) 八王子市の取組

本市においては、平成元年（1989年）4月の「女性のための八王子プラン」策定以降、「平和で豊かな男女共同参画社会の形成」をめざして取組をすすめてきました。平成6年（1994年）に「女性のための八王子プラン－改訂版－」、平成11年（1999年）4月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」をめざして、総合的な取組を行ってきました。その後、「男女共同参画社会基本法」などの新たな法律の制定や社会状況の変化を受け、平成11年（1999年）12月、市は、「男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成15年（2003年）8月には、男女共同参画課を設置するとともに、同年12月に八王子市クリエイティブホール内に「八王子市男女共同参画センター」を開設し、男女共同参画施策の推進体制を整えました。平成16年（2004年）3月には「男女が共に生きるまち八王子プラン」の改定を行うとともに、同年9月に学識経験者や公募市民で構成する「八王子市男女共同参画施策推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けてきました。その後、社会情勢の変化等に対応するとともに、国や東京都の動向等を踏まえ、平成21年（2009年）、平成26年（2014年）、平成29年（2017年）、平成31年（2019年）に改定を行ってきました。

令和5年（2023年）4月には、これまで以上に男女共同参画を推進するために、「八王子市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、男女共同参画推進審議会を設置し、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）」の策定に向けた検討を行いました。

また、この条例に基づき、市が実施する施策が男女共同参画の推進に影響を及ぼしていると考えられる場合に、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が「苦情」として、市に申出をすることができ、必要に応じて男女共同参画苦情処理委員会が苦情申出について調査審議を行うといった、苦情処理についての体制を整備しました。



男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、「社会の対等な構成員」として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動ができ、それにもなってもらい、男女共に同じに利益を受け、責任を担う社会のことをいいます(男女共同参画基本法第2条より要約)。

男女共同参画社会が実現するとどうなるのでしょうか。

- 家庭においては、男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、それぞれのライフステージに応じたライフスタイルが実現できている。
- 学校においては、個性や能力を発揮し、多様な生き方を選択でき、自分らしく生きられるために、性別による固定的な役割分担意識にとられない教育がされている。
- 職場においては、仕事の内容や待遇面等での性別による差別がなく、男女共に自らの能力を発揮し、多様な人材が活躍することで企業が活性化している。
- 地域においては、多様化・複合化した地域課題の解決に向け、男女が共に参画し、地域コミュニティが活性化している。

男女共同参画を推進していき、男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が八王子市男女共同参画推進条例において掲げている基本理念にのっとり、それぞれの役割を自覚して、主体的かつ協働して取り組んでいく必要があります。



(2) 男女共同参画を取り巻く動向

① 世界の動き

男女共同参画に関する国際的な動向としては、昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに「世界女性会議」が開催されています。昭和 54 年（1979 年）には国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

平成 7 年（1995 年）には北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント（力をつけること）やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性に対する暴力の根絶等について言及した北京宣言及び行動綱領が採択されました。

平成 12 年（2000 年）には、ニューヨークで「女性 2000 年会議」が開催され、その後、平成 17 年（2005 年）には、第 49 回国連婦人の地位委員会として「北京+10」閣僚級会合が開催されました。平成 22 年（2010 年）には、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が開催され、その後、平成 23 年（2011 年）には、「UN Women²」が正式発足されました。

平成 28 年（2016 年）の第 60 回国連婦人の地位委員会では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」³をテーマに検討され、規範的、法的、政策的な枠組みの強化、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントのための資金調達が容易な環境の育成、持続可能な開発のあらゆる分野における意思決定における女性のリーダーシップの強化等の要請が合意されました。

² UN Women

平成 22 年(2010 年)7 月 2 日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略称。

³ 「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」

平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた目標（SDGs）の第 5 目標では、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図ること」としています。

このように男女共同参画が世界的な課題となり、様々な分野で取組が進展する一方で日本は、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が各国の男女間の格差を数値化した GGI（ジェンダーギャップ指数）⁴において、令和 5 年（2023 年）の順位は 146 か国中 125 位と先進国では最低水準となっています。

⁴ GGI（ジェンダーギャップ指数）

各国における男女格差を測る指標の一つ。経済、教育、政治、健康の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。令和 5 年(2023 年)の各分野の日本の順位は以下のとおり。

- 全体：125 位 (0.647)
- 経済分野：123 位 (0.561)
- 教育分野：47 位 (0.997)
- 政治分野：138 位 (0.057)
- 健康分野：59 位 (0.973)



② 国の動き

国においては、昭和 60 年（1985 年）、「国籍法」の改正や、「勤労婦人福祉法」の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）への改正を経た上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づく初めての計画となる「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成 17 年（2005 年）12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年（2010 年）には男性や子どもにとっての男女共同参画や地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進などの重点分野と成果目標を設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 年（2015 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における女性の活躍推進のための施策を充実させることなどを改めて強調しました。さらに、令和 2 年（2020 年）12 月には、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点も盛り込んだ「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

働く場面においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「男女雇用機会均等法」が改正され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しが行われました。また、平成 28 年（2016 年）3 月の改正では、妊娠・出産等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。令和 2 年（2020 年）6 月には、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止対策が強化されました。

平成 28 年（2016 年）4 月には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が施行されました。一定規模以上の事業主に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務づけられ、令和元年（2019 年）には、対象事業所の拡大や情報公表の強化等を内容とする改正が行われました。

平成 30 年（2018 年）5 月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和 3 年（2021 年）6 月には、政治等の取組推進、国、地方公共団体の施策・責務の強化等の改正が行われました。

他方、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する施策として、平成3年（1991年）に「育児休業等に関する法律」が成立しました。平成7年（1995年）の改正では「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、平成11年（1999年）の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）となりました。「育児・介護休業法」は、平成28年（2016年）3月に改正され、介護休業の分割取得や介護のための所定外労働の制限、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和、育児休業等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。さらに、平成29年（2017年）3月の改正では、保育所に入るまで育児休業を取得出来るようにする措置や事業主に対し対象者への育児休業制度の周知や取得勧奨の規定などが設けられました。そして、令和3年（2021年）6月の改正では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等に関する改正が行われました。

配偶者等からの暴力対策としては、平成13年（2001年）10月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為であると規定されました。その後、平成20年（2008年）1月の改正では、保護命令制度の拡充や配偶者暴力対策に関する基本計画の策定が新たに追加され、さらに、平成26年（2014年）1月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、DV防止法の対象とし、あわせて法律名も一部変更となりました。令和6年（2024年）4月から、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化に関する一部改正を行い施行されます。

あらゆる暴力の根絶に関する分野では、DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年（2019年）6月に制定されました。児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況となっていることを受け、平成29年（2017年）4月、注意喚起と相談窓口の設置と紹介等、性犯罪の被害防止に向けた取り組みを始めました。また同年には刑法が改正され、被害者を女性に限っていた「強姦罪」、「準強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」、「準強制性交等罪」に名称が変更され、法定刑の下限を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げる変更や、親告罪の規定の削除等が盛り込まれました。令和5年（2023年）7月には、「強制性交等罪」及び「準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」に名称が変更され、同意がない性行為が犯罪になることが明確化されたり、性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられるなどの刑法の一部改正が行われました。

また、女性をめぐるのは、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化しました。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中、令和6年（2024年）4月から、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とした売春防止法から分離し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。



③ 東京都の動き

東京都においては、平成 12 年（2000 年）3 月に、全国の自治体に先がけて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年（2002 年）に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定し、その後、5 年ごとに改定しました。

配偶者等からの暴力に対しては、平成 14 年（2002 年）に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」の中で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げ、取組が開始されました。また、同年に配偶者暴力相談支援センター機能が整備され、その後、平成 16 年（2004 年）のDV防止法改正で都道府県に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施」に関する基本計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 18 年（2006 年）3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。

平成 29 年（2017 年）3 月には、「東京都男女平等参画推進総合計画」として、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」「Ⅱ東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。このうち、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」では、女性の活躍の場を「職場・家庭・地域などあらゆる場」としており、職業生活にとどまらず、「あらゆる場」での女性の活躍をめざすこととしています。

また、「JKビジネス」と呼ばれる接客サービスを売り物にする営業により女子高校生等が性的な被害に遭う問題などが発生し、青少年の健全な育成に影響を及ぼしていることを受け、平成 29 年（2017 年）7 月に「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

令和 4 年（2022 年）4 月、女性の活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」とDV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」により構成される「東京都男女平等推進総合計画」が策定されました。

また、令和 4 年（2022 年）6 月、東京都男女平等参画基本条例を一部改正し、都の施策・方針の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるために、附属機関等の委員構成について男女の比率を割り当てるクォータ制⁵を導入しています。

⁵ クォータ制

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度。

④ 地方公共団体の動き

男女共同参画社会基本法は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

市区町村における男女共同参画社会を形成する手法として、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする男女共同参画都市宣言の実施があります。本市においても、平成 11 年（1999 年）に、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし「八王子市男女共同参画都市宣言」を実施しています。

また、男女共同参画の形成を図るうえで、その基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにする男女共同参画に関する条例の制定があります。男女共同参画に関する条例を制定した地方公共団体については、平成 12 年（2000 年）に 5 つの自治体で制定され、令和 4 年（2022 年）4 月現在、46 都道府県・全政令指定都市において制定されています。中核市 62 市のうち 51 市と約 8 割が制定しています。東京都内の多摩地域においては、26 市のうち 13 市が制定し、本市も令和 4 年（2022 年）12 月に制定し、令和 5 年（2023 年）4 月から施行しています。

